

# 平成 29 年度第 2 回出雲市入札制度等監視委員会

## 議事概要

開催日及び場所	平成 29 年 11 月 17 日（金）15 時 00 分～17 時 00 分 出雲市役所 5 階 入札室	
委員	委員長 河原 莊一郎（松江工業高等専門学校環境・建設工学科教授） 委員 足立 幹男（出雲市自治会連合会副会長） 朝田 良作（島根大学大学院法務研究科教授） 山本 樹（弁護士） 藤原 美恵（税理士）	
審議対象期間	平成 29 年 4 月 1 日～平成 29 年 9 月 30 日	
報告事項	（1）入札方式別発注工事の状況について （2）指名停止の運用状況について （3）低入札価格調査制度の運用状況について （4）苦情処理の運用状況について （5）その他	
審議事項	抽出案件（5 件）	
	一般競争入札（簡易型）	1. 出雲市役所湖陵支所非常用発電機更新工事
	指名競争入札	2. 一文橋揚水機場ポンプ修繕工事
	随意契約	3. 森林作業道 新宮線 開設工事
	随意契約	4. 森林作業道 高瀬 2 号線 開設工事
	随意契約	5. 田儀櫻井家墓地石垣調査解体工事
	備 考	
	抽出の考え方 （抽出担当：朝田委員） 1. 入札参加数 11 社であるにも拘わらず、落札率が 98.3% と高いことから、競争性が確保されていたのか審議を要すると考えた。 2. 入札参加事業社数 4 社であるにも拘わらず、落札率が 100% と高いことから、競争性が確保されていたのか審議を要すると考えた。 3～5. 随意契約は一般競争入札を原則とする契約方式の例外的な方式である。随意契約は相手方の選定方法についての特例にすぎないのであり、価格が高いなどの発注者側に不利な条件による契約の締結まで容認したものではないと考える。この点からして、落札率 100% という数値になった経緯および理由等につき審議を要すると考えた。	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意 見・質 問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申または勧告の内容	なし	

<b>【報告事項について】</b>	
(1) 入札方式別発注工事の状況について	
(2) 指名停止の運用状況について	
(3) 低入札価格調査制度の運用状況について	
(4) 苦情処理の運用状況について	
(5) その他	
意見・質問	回 答
① 調査基準価格と最低制限価格の違いは？	① 調査基準価格を下回った案件は、低入札価格調査委員会で、施工体制や積算額を確認し適正であれば落札者とするものである。最低制限価格は、その額を下回った場合は、失格となるものである。 調査基準価格は一律に率定めているものでなく、84%～89%となっている。工種や直接工事費や共通仮設費等の項目別に率が異なる。
② 低入札価格調査の判断基準は？	② 調査基準価格を下回った場合は、まず項目別に設定した数値的判断基準を満たしているかを確認する。満たしていなければ、失格となる。数値的判断基準を満たしている場合、業者に、低入札理由、積算内訳等の調査資料の提出を求め、設計担当課で審査する。その結果を調査委員会の中で報告し、審議する。
③ 調査委員会は何名で構成されているか？	③ 設計課により異なるが、副市長が委員長になり、財政部長が加わる。土木関係の課長等が委員に加わっている。
④ 低入札価格制度調査委員会は、全国でも設置されている自治体も多いが、出雲市の調査委員会の意義は、他の自治体同様に著しく低い入札を行った業者がちゃんと工事を施工できるのか、また、ダンピングに当たらないかを調査しているという事でよいか？	④ そのとおり。
⑤ 様式6-2で落札率をみると電気関係の落札率が高いが、その理由は？	⑤ 電気工事については、この後抽出案件の説明の中で回答させてほしい。
⑥ 平成29年度前半の案件で1億5千万円以上の工事の落札率も高いが、その理由は？	⑥ 今期に限った傾向ではない。応札者数をもてもわかるように、実施できる業者が限られている点やJV対象の工事である状況である。 案件としては、学校やコミュニティセンター、市民会館関係の工事である。 市としては、適切な積算を行っているが、業者の積算レベルも高いと分析している。

⑦ 出雲市は、予定価格は事前公表か？	⑦ 事後公開している。その代わりに、入札希望価格を設定している。
⑧ 総合評価方式の案件はあるか？	⑧ 昨年度までは、対象の工事から 5 件程度を抽出し、行ってきたが、今年度からは対象の工事は、全て、年間 20 件程度総合評価方式で行うこととした。対象は、土木工事の設計額 5000 万円以上 1 億 5000 万円未満で、建築一式工事の設計額 7000 万円以上 1 億 5000 万円未満の案件が対象である。ただし、災害や緊急性のあるものについては、除いている。

**【審議事項について】**

**1) 出雲市役所湖陵支所非常用発電機更新工事**

意見・質問	回 答
① 電気工事の落札率について（報告事項意見・質問⑤）	<p>① 電気工事の年度別の落札率をみると平成 24 年度～平成 29 年度の平均として、単純平均で 97.9%、加重平均で 98.1%となっている。この工事は簡易型一般競争入札で実施しているが、過去 6 年間に簡易型一般競争入札で実施した電気工事は 23 件である。単純平均で 97.9%、加重平均で 98.1%となっており、本工事の落札率は 98.3%であるため、その差異は 0.4%程度ですので、この工事に限って特段に落札率が高いとは言えない状況である。</p> <p>工事内容をみると、非常用の消防設備等を起動するための非常用発電機であり、信頼性の高い大手メーカーの製品を採用しているため、価格面での競争が働きにくいのではないかと考えている。また、非常用発電機を据え付ける工事なので、作業工程に違いが出にくいため、落札率が高くなったと推察している。</p>
② 今回の工事は特殊な電気工事と推察する。高性能のディーゼル発電機になるとメーカーが限られ、この発電機の代金が工事費に占める割合が高くなると思う。そうなると、入札額を低くしようと思ったら、発電機以外の点で競争しなければならないため、競争ができにくくなっている状況だと思う。そういった状況だと理解してよろしいか？	② そのとおり。

③ 工事費に占める発電機部分の割合は？	③ 機器代だけで700万円程度になる。現場への輸送、設置、調整もメーカーが行うので、ほぼメーカーの作業となる。地元電気工事店は、既存機器を外したり、電源をつなぐ作業になるので、入札額に差が出にくい工事になる。
④ 資料中の90KVAとは何か？	④ 発電機の電気の容量である。
⑤ この条件を満たす発電機は複数あるのか？	⑤ メーカーとしては、4社位で大手が多い。そのラインナップの中に各社ある。その中から業者が見積りを取って製品を決めている。
⑥ どのメーカーも価格差がないから同じ様な入札額になるのか？	⑥ 非常時に使う機器で、高い性能が求められるので、価格差が付きにくい。
⑦ 大手メーカーとは何社くらいか？	⑦ 発電機の容量によっても異なる。大手といっても10社ない位である。中程度も10社程度である。
<b>2) 一文橋揚水機場ポンプ修繕工事</b>	
意見・質問	回答
① 落札率100%の理由は？	① 今回の工事は、機械器具設置工事である。平成24年度以降の機械器具設置工事の入札件数は12件ある。この中で平均落札率は92.8%で、この12件の中には落札率100%の案件はない。 一般的に機械器具設置工事は機械器具そのものの割合が高くなる傾向がある。 積算においては、農林水産省の土地改良工事積算基準書に基づき積算をしているが、これは公表されている。材料等設定単価がない物については、主要なポンプメーカー3社に見積を依頼し、積算している。落札率が100%という状況については、正確なコメントはできないが、入札に際し、見積参考資料や金額を抜いた積算資料を提示しているので、積算額に近い応札になったと思う。
② 2者が辞退しているが理由は？	② 入札後辞退の理由は調査していない。他の工事も含め現況をみると辞退する業者数も多い。
③ 過去の傾向として同種の工事の入札辞退は多くあるのか？	③ 季節的に手が空いている時期とそうでない時期がある。手持ち工事量や配置技術者の関係で辞退したのではないかと推測する。また、機械設置工事は機器代の割合が高いので、そういった面も含めて検討された結果ではないか。

	<p>また、過去の機械器具設置工事が 12 件あったと説明したが、その平均指名数が 6.1 者で平均参加者数は 3.6 者である。今回の件は、この状況から考えると一般的結果ではないかと思う。</p>
<p>④ この案件は最初の案件同様に機械器具が占める割合が高く、その機械器具は寡占的な大手企業の機械器具であるから差が出ない。 したがって、応札した各者に大きな金額の差がないと理解してよいか？</p>	<p>④ 設計する際に徴したメーカーの見積りもほとんど差がない状況だったので、そのとおりでと思う。</p>
<p>⑤ 今回の部品を交換するという工事だが、新品を設置した場合は、いくら位になるか？</p>	<p>⑤ 工事費が 1.8 倍程度になると思う。</p>
<p><b>3) 森林作業道 新宮線 開設工事</b> <b>4) 森林作業道 高瀬 2 号線 開設工事</b></p>	
意見・質問	回 答
<p>① 随意契約の根拠は？</p>	<p>① 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」にあたと判断した。</p>
<p>② 第 2 号にあたと判断されたのは、「森林整備合理化計画」という公的な計画の認定を受けているからということで、5 番目の案件は文化財の修繕ということで、どういう業者でも構わないという訳ではないという判断により契約されたという理解でよいか？</p>	<p>② そのとおり。</p>
<p>③ 随意契約だからといって落札率が 100%でよいという訳ではないと思うが、考え方は？</p>	<p>③ 受注者の森林組合は県の林業認定事業体の指定を受けている。この認定事業体には、林野庁から積算単価表が送られる。今回の工事では、同じ設計資料を用いて設計しているため、かなり近い額なると推察している。 林業は厳しい経営環境にあるため、若年者の就業機会の確保や事業体を育成するために国の補助金を受けて、こういった施策を行っている。</p>
<p>④ 別の考え方をすれば、競争性は必要なのでは？</p>	<p>④ 間伐作業とセットになった案件である。道路構造令にも規定されていない道であり、原木をいかに効率よく運び出すためだけの道であるため、間伐と一体的に発注する方法もあると思う。</p>
<p>⑤ 森林組合の育成と入札制度は別物だと考えられる。組合育成を随意契約の理由にするのは不十分だと思う。技術的な面や施工条件等の要素も必要ではないか？</p>	

⑥ 森林組合以外でこういった工事を施工できる民間の業者はあるのか？	⑥ 作業道をつけるだけであれば、土木業者でも施工可能である。ただ、今回は、間伐作業も伴う工事である。
⑦ 一般論として、市の随意契約のガイドラインはないのか？	⑦ ある。前回の監視委員会で、随意契約の適正な実施に関する指摘を踏まえ、それ以降は、このガイドラインに適合するか、より厳格に審査を行うこととした。 また、手引き自体も近年見直しをしていないため、改定を検討している。
⑧ 配ってもらっている手引きは平成17年に改正したものであり、内容を改める点があるのか検討してもらいたい。	
⑨ 今回の抽出案件3)、4)はこの手引きのどの項目にあたるか？	⑨ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当する案件になる。「契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき。」にあたりと判断させていただいた。 今回の案件は、森林整備合理化計画により施工することになった案件のため、当該業者と随意契約している。 このようなケースとしては、契約の相手方等と協定を結んでいるケースなどもある。
⑩ 関係法令や出雲市の規則やルールに従って判断していることを確認させていただきたい。	⑩ 契約にあたり、出雲市契約規則もあるし、手引き等もある。もちろん、上位法である民法、商法等に関わりもあるものもあるが、そういった関係法令を適した契約かどうかを当課レベルでも判断させていただいている。
⑪ こういった判断基準だけでは、本件のようなケースは判断が難しいのではないかと？会計検査等に対応できる基準が必要ではないか？	
<b>5) 田儀櫻井家墓地石垣調査解体工事</b>	
意見・質問	回答
① 過去の関連工事も落札率が100%だったか？	① 平成26年度と平成27年度に解体工事を行っており、それぞれ落札率は100%になっている。
② 同じ業者か？	② 同じ業者である。
③ 同じ業者しかできないのか？	③ 今回の工事は、文化財が壊れていることが発見されたため、行っているものであるが、本市には、今までこういった修復工事を行った実績はない。国や県に施工実績のある業者を照会したところ、出雲市内にはなく、県内ではこの業者しかなかった。文化庁からも施工実績がある業者でなければいけな

	いという条件もついたため、この業者を選定した。
④ 随意契約の理由として、石垣のカルテを持っている点を強調した方がわかりやすいのではないか？	
⑤ 維持管理の実績があるのか？	⑤ 松江城や鳥取城の石垣の修繕を行った実績はある。
⑥ 国や県の補助があるようだが、出雲市の負担はどうか？	⑥ 補助残は出雲市の負担になる。
⑦ 特殊な工事のため、こういう結果になったと思うが、出雲市の随意契約のマニュアルの内容を改めて、検討してほしい。	
⑧ 随意契約で2者参加という案件があるがどういった事か？	⑧ 随意契約であっても基本的には複数の見積を徴することとしている。ただし、2者以上の見積を徴することができない場合に限り、1者から見積を徴して、予定価格の範囲内で契約している。
⑨ 随意契約であっても競争するという事か？	⑨ 価格の妥当性を検証するという意味もある。 基本は、複数である。